

平成16年5月31日

各位

会社名 株式会社 オオバ
コード番号 9765
代表者役職名 代表取締役社長
氏名 大場 明 憲
問合せ先 財務部長 辻本 茂
(電話 03 - 3460 - 0111)

ストック・オプションに関するお知らせ

当社は、平成16年5月31日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストック・オプションとして株主以外のものに対し、特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年6月29日開催予定の当社第70回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当対象者

当社の取締役および従業員の一部

3. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 300,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式によりその目的たる株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

300 個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という)は、1,000 株とする。

ただし、上記3.(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込を為すべき金額

各新株予約権の行使に際して払込を為すべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その価額が発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前株価」を「処分前株価」に読み替えるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

(5) 行使期間

平成18年7月1日から平成22年6月30日までとする

(6) 行使条件

新株予約権の割当を受けた当社の取締役は退任後、新株予約権の割当を受けた当社の従業員は定年による退職後および会社都合による退職後も権利行使できる。ただし、自己都合による辞任または退職、解任または懲戒解雇もしくは諭旨解雇による場合は、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使することができる。

割り当てられた新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使することができる。

(7) 新株予約権の消却

新株予約権の割当を受けた者が、前記3(6) ただし書きの定めにより権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償にて消却できるものとする。新株予約権の割当を受けた者が、割り当てられた新株予約権を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償にて消却できるものとする。

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる人的会社分割ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転の場合には、当社は新株予約権を無償にて消却できるものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却できるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 70 回定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以上